（附則第四十一条年金の請求の特例）

第九条　［略］

２　前項の規定により第七条第一項第一号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して連合会に提出される場合には、施行規則第百十四条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条第二項第三号に掲げる書類は、提出を要しない。

３　［略］

一　施行規則第百十四条の三の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第三項第四号に掲げる被保険者又は被保険者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二　施行規則第百十四条の三の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第三項第九号の二に掲げる書類

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（附則第四十一条年金の請求の特例）

第九条　［同上］

２　前項の規定により第七条第一項第一号に掲げる請求書が相手国実施機関等を経由して連合会に提出される場合には、施行規則第百十四条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条第二項第三号に掲げる書類は、提出を要しない。

３　［同上］

一　施行規則第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第三項第四号に掲げる被保険者又は被保険者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

二　施行規則第百十四条の三第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第三項第九号の二に掲げる書類

○財務省令第六号

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第二十一条の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

財務大臣　加藤　勝信

独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第二条**　［略］ 一・二　［略］ 三　印刷局法第十一条第一項第三号に規定する官報の原稿の作成並びに官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷に関する事項 四　印刷局法第十一条第一項第四号に規定する白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第八号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及に関する事項 五～十二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（業務方法書の記載事項） **第二条**　［略］ 一・二　［略］ 三　印刷局法第十一条第一項第三号に規定する官報の編集、印刷及び普及に関する事項 四　印刷局法第十一条第一項第四号に規定する法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第八号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及に関する事項 五～十二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。